

健康増進施設認定制度について

厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。

健康増進施設認定規程
(告示)

国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を厚生労働大臣が認定しその普及を図る(3類型を規定)

運動型健康増進施設

(昭和63年～)

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

346ヶ所

《設備要件》

- 運動関係 : 有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備(トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部)
- その他 : 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者(健康運動指導士等)の配置
- 医療機関との連携(3類型共通)

温泉利用型健康増進施設

(昭和63年～)

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

18ヶ所
(うち連携型4ヶ所)

《設備要件》

- 運動関係、その他 : 運動型施設と同じ
- 温泉設備 : 次の5種類の設備
 - ①かぶり湯、②全身及び部分浴槽、
 - ③寝湯、持続浴槽等、
 - ④気泡浴槽、圧注浴槽等、⑤サウナ等
- ※温泉利用施設と運動型施設が近接等により一体で運営されるもの(連携型施設)を含む

《人的要件》

- 運動プログラム提供者(健康運動指導士等)の配置
- 温泉利用指導者の配置

温泉利用プログラム型健康増進施設

(平成15年～)

温泉を利用した健康増進のためのプログラム(以下のいずれか)を提供する施設

- ①特に優れた泉質を利用
- ②周辺の自然環境を活用
- ③地域の健康増進事業と連携

25ヶ所

《設備要件》

- 運動関係 : (不要)
- その他 : 血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置設備
- 温泉設備 : 次の2種類の浴槽
 - ①刺激の強いもの(泉温42度以上等)
 - ②刺激の弱いもの(泉温33～39度等)

《人的要件》

- 温泉入浴指導員の配置

運動型健康増進施設

《設備要件》

- 運動関係 : 有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部）
- その他 : 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携



指定運動療法施設

健康増進施設のうち、運動療法が適した施設として指定を受けた施設。

《指定要件》

運動型健康増進施設の要件に加えて、、、

- 健康増進施設の提携業務担当医が運動療法に関する知見を有する（健康スポーツ医等である）こと
※ 提携医療機関が付置されていれば担当医は健康スポーツ医でなくともよい
- 1回あたりの施設利用料金が1万円以内であること
- 提携医療機関との間で、運動療法の実施に関し、随時指導・助言を行う旨の契約関係を有すること

(平成4年7月6日付け健医健発第49号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知)

233ヶ所

(346ヶ所のうち)

医師の指示により同施設を利用して行った運動療法に係る費用は、医療費控除の対象となる。

(平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知)

- 医師の処方に基づき疾病の治療のための運動療法を行う場として十分機能しうるものと認められる。
- 医師が治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行わせた場合で、所定の書類によりその旨の証明ができるものについては、当該施設の利用料金も医師の治療を受けるために直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となる費用に該当する。

健康増進施設における職員の配置について

運動型及び温泉利用型については、施設ごとに、運動指導を行う者を「常時配置」していることを求めている。

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）（抜粋）

（認定の基準）

第四条 認定の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 申請施設が第二条第一号に掲げる施設^(※1)である場合 次に掲げる基準
イ～ハ （略）
ト **体力測定、運動指導、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。**
チ～ル （略）
- 二 申請施設が第二条第一号に掲げる施設^(※2)である場合 次に掲げる基準
イ 前号イからルまでに掲げる基準
ロ～ニ （略）
三・四 （略）

（※1）運動型健康増進施設を指す。（※2）温泉利用型健康増進施設を指す。

運動健康増進施設認定基準について（平成元年7月11日付け健医発第846号、厚生省保健医療局長通知）（抜粋）

6 規程第4条第1号トに規定する配置とは次に規定することをいうこと。

① （略）

② **運動指導を行う者を1(1)に掲げる設備ごとに（同種の設備が複数ある場合には各別に）、1(1)①及び②に掲げる施設^(※3)にあつては常時1名以上、1(1)③に掲げる施設^(※4)にあつては常時2名以上の適切な数配置していること。**

なお、運動指導を行う者は、健康運動指導士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を充てることが望ましいこと。

③・④ （略）

（※3）トレーニングジム・運動フロアを指す。（※4）プールを指す。

温泉型健康増進施設に係る認定基準について（平成元年10月27日付け健医発第1348号、厚生省保健医療局長通知）（抜粋）

6 規程第4条第1号から第4号まで及び同第6号から第10号までの基準については、規程第2条第1号に掲げる施設^(※5)に準ずる取り扱いとする。

（※5）運動型健康増進施設を指す。

「運動指導を行う者」の配置について（案）

課題

- 運動指導を行う者を「常時配置」としているところ、近年台頭している24時間営業のフィットネス施設が健康増進施設の認定を受けるに当たっての基準の適用が不明確
 - ✓ 質の担保のためには、適切な人員配置が必要
 - ✓ 一方で、運動指導を行う者を24時間常時配置する必要があるか



対策案

- 健康増進施設として営業する時間帯において、運動指導を行う者を常時配置すること
- 当該時間帯を施設利用者へわかりやすく周知することを認定基準として明確化してはどうか

【イメージ】 ○時～△時：健康増進施設として営業

△時～翌○時：通常のフィットネスとして営業

※施設のHP、施設案内パンフレット、施設内の掲示などを用いてわかりやすく周知することを求める

※加えて、健康増進施設として営業を行わない時間帯においても、安全管理の観点から緊急対応をとれる体制の確保を要請（努力義務）